

湯島サーキュラーアイランドプロジェクト業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

別紙「湯島サーキュラーアイランドプロジェクト業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に定める目的のとおり。

2 業務の概要

(1) 業務名

湯島サーキュラーアイランドプロジェクト業務

(2) 業務内容

本業務の仕様書は別紙のとおり。

(3) 委託見積限度額

本業務の委託見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）は、  
5, 310, 000円とする。

ただし、この金額は契約額を示すものでなく、予算額の上限である。  
なお、後述する見積額の金額はこれを超えないこと。

(4) 委託期間

契約締結の日の翌日から令和7年2月28日（金）まで

3 契約予定者の選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

当該プロポーザル方式における参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

エ 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号）又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成27年上天草市告示第71号）の規定に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。

オ 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）に規定する暴力団

員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

- (2) 本業務において、上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約等に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱（平成17年上天草市告示第107号）の規定に基づく資格審査を受けていない者は、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
  - イ 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）の写し
  - ウ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
  - エ 市内に本店又は営業所を有する法人にあつては直近年度の市税（全税）及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市外に本店又は営業所を有する法人にあつては直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
  - オ 個人にあつては、直近年度の市税（全税）及び国税（所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
  - カ その他必要と認める書類
- (3) 参加者は、契約予定者の決定までの間に記「4（1）及び（2）」に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

## 5 公募型プロポーザルの実施スケジュール

公募型プロポーザルの実施スケジュールについては以下のとおり。

内容	日程
公募開始	令和6年4月26日（金）
質問書提出期限	令和6年5月 2日（木）
質問に対する回答	令和6年5月 8日（水）
参加表明書の提出期限	令和6年5月15日（水）
企画提案書の提出期限	令和6年5月21日（火）
プレゼンテーション（審査）	令和6年5月27日（月） 予定
選定結果通知	令和6年5月29日（水） 予定
契約締結	令和6年5月下旬～6月上旬

## 6 プロポーザルに係る実施要領等の配布

### (1) 配布期間

令和6年4月26日（金）から令和6年5月15日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (2) 配布場所

上天草市ホームページから直接資料のダウンロードを行うこと。ただし、これにより難しい場合は、次の場所にて資料を配布する。

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市役所企画政策部企画政策課（以下「主管課」という。）

(3) 配布資料

- ア 湯島サーキュラーアイランドプロジェクト業務委託公募型プロポーザル実施要領
- イ 湯島サーキュラーアイランドプロジェクト業務委託仕様書
- ウ 質問書（様式第1号）
- エ 参加表明書（様式第2号）
- オ 会社概要（様式第3号）
- カ 企画提案書（様式第4号）
- キ 類似業務実績表（様式第5号）

7 質問の受付及び回答 質問は、次により行うこととする。

(1) 提出書類

質問書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和6年5月2日（木）午後5時

(3) 提出先

主管課

(4) 提出方法

質問書は、電子メールで提出することとし、主管課が当該電子メールを受領後、送信元アドレスに受領確認の電子メールを送信するものとする。

なお、電話、来庁等による口頭での質問は、受け付けない。

※ 件名は、「湯島サーキュラーアイランドプロジェクト業務委託質問書（事業者名）」とすること。

(5) 質問内容

質問は原則として、本業務委託に係る条件又は応募手続に係る事項に限るものとし、具体の提案内容に関する質問には回答しないものとする。

(6) 回答方法

質問に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和6年5月8日（水）までに上天草市ホームページに掲載するものとする。

8 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、記「8（1）及び（2）」に掲げる書類を記「8（3）」の期限までに提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式第2号）

(2) 添付書類

ア 会社概要（様式第3号）

イ 登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）

ウ 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がない証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）

※ イ及びウの書類は、上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱（令和3年上天草市告示第58号）又は上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱の規定に基づき、入札参加資格の審査を受けている者については、提出の必要はない。

(3) 提出期限

令和6年5月15日（水）午後5時

(4) 提出先

主管課

(5) 提出方法

電子メールにて提出することとし、主管課が当該電子メールを受領後、送信元アドレスに受領確認の電子メールを送信するものとする。

※ 件名は、「湯島サーキュラーアイランドプロジェクト業務委託公募型プロポーザル参加表明書（事業者名）」とすること。

9 企画提案書等の提出

記「8（1）」の参加表明書を提出した者で参加資格があると認められたもの（以下「参加表明者」という。）は、次の（1）に掲げる書類を提出すること。ただし、（2）の期限までに当該書類の提出を行わない参加表明者については、辞退したものとみなす。

(1) 提出書類（原則A4版、長編綴じ印刷）

ア 企画提案書（様式第4号）

イ 業務に対する企画提案（任意様式）

企画提案を行うに当たっては、次の内容を含む提案をすることとし、仕様書に記載する業務の内容について具体的に記述すること。提案内容に関する提案理由、特長、技術等の具体的な説明を必要とする場合は、別紙として書類を添付すること。ただし、「別紙」には番号等を付することにより、企画提案書本体との紐付けを行うこと。

(ア) 業務実施の考え方及び取組方針

(イ) 基本仕様

ウ 業務の実施計画（任意様式）

業務スケジュールを具体的に記載すること。

エ 業務の実施体制（任意様式）

予定する責任者及び担当者の氏名を明記するとともに、実施体制、人員、役割分担間の連携等について具体的に記載すること。

オ 類似業務実績表（様式第5号）

過去の類似業務実績について記載すること。

カ 見積書（任意様式）

見積書に記載する内訳には、詳細な内容を記載すること。

(2) 提出期限

令和6年5月21日（火）午後5時

(3) 提出先

主管課

(4) 提出方法

電子メールにて提出することとし、主管課が当該電子メールを受領後、送信元アドレスに受領確認の電子メールを送信するものとする。

※ 件名は、「湯島サーキュラーアイランドプロジェクト業務委託企画提案書（事業者名）」とすること。

10 審査方法

本プロポーザルの審査は、別に設置する「湯島サーキュラーアイランドプロジェクト業務委託契約予定者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）において、企画提案書等の内容を審査し、プレゼンテーションを聴講して、企画提案等を総合的に審査の上、最も優れた提案を行った者を契約予定者として選定する。

(1) プレゼンテーション

企画提案書を提出した者（以下「企画提案者」という。）は、提出された企画提案書の内容について、選定審査会に対し、プレゼンテーションを行うこととする。

ア 期日 令和5年5月27日（月）※予定

イ 場所 上天草市役所大矢野庁舎内

※ 対面でのプレゼンテーションを基本とするが、来庁が困難な場合は、Zoom等を活用したオンラインによる実施も可とする。ただし、その際も事前に提出した資料以外での説明は認めない。

※ 日時等の詳細については、個別に連絡する。

※ プレゼンテーションは、実際に業務を主に担当する者が行うこと。

※ 参加者が多数となった場合は、書類審査による1次選考を行う場合がある。

※ 参加者が1者のみであった場合でも、選定審査会を開催し、妥当であると判断された場合は、契約予定者として選定する。

(2) 評価項目及び評価基準

湯島サーキュラーアイランドプロジェクト業務委託契約予定者選定審査評価基準のとおり。

11 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後、全企画提案者に電子メールにて通知する。

なお、契約予定者選定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、問合せにも応じないものとする。

12 企画提案者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、その企画提案者を失格とする。

(1) 企画提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア 選定審査会に参加しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

- ウ 公平な審査を阻害する行為があったとき。
- (2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 提出方法、提出先及び提出期間が示された要件に適合しないとき。
  - イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
  - ウ 見積額が見積限度額の範囲を超過したとき。

### 1 3 契約手続

審査の結果、契約予定者となった者については、主管課と提案内容の詳細について協議し、市が決定した予定価格の範囲内で市と契約手続を行うこととする。  
なお、契約締結に至らない場合は、次点者と契約手続の協議を行うこととする。

### 1 4 その他留意事項

- (1) 提出期間経過後の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (2) 1参加者につき1提案とし、提出書類の返却はしないものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (4) 採用された企画等に係る著作権その他一切の権利は、委託者が有することとする。
- (5) 企画提案及び契約企画提案及び契約手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

### 1 5 問合せ先

〒869-3692

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市企画政策部企画政策課 (担当：森)

電話 0964-26-5539 (直通)

ファクシミリ 0964-56-4972

電子メールアドレス [kikaku\\_atmark\\_city.kamiamakusa.lg.jp](mailto:kikaku_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp)

※ 上記電子メールアドレスについては、スパムメール対策として「@」を「\_atmark\_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。